

「入管植物及び植物産品リスク分析 管理規定」

2002年12月31日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法律名表題部分をクリックすることでご参照いただけます。

入管植物及び植物産品リスク分析管理規定

原題「進境植物和植物産品風険分析管理規定」

(http://www.aqsiq.gov.cn/cms/template/channel_dzwjy_oneitem.html?cid=1768)

「入管植物及び植物産品リスク分析管理規定」は、2002年12月19日に国家品質監督検査検疫総局局務会議で審議、可決し、公布した。2003年2月1日から施行する。

局長
二〇〇二年十二月三十一日

第一章 総則

第一条 海外から植物検疫性の有害生物の伝播を防止し、わが国の農林業生産の安全および生態環境を保全するため、「中華人民共和国出入管動植物検疫法」とその実施条例に基づき、世界貿易機関(WTO)の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)及び国際植物保護条約(IPPC)の関連規定を参照して、本規定を制定する。

第二条 本規定は入管植物、植物産品及びその他の検疫物が媒介する有害生物のリスク分析に適用する。

第三条 国家品質監督検査検疫総局(以下国家質検総局という)は入管植物、植物産品及びその他の検疫物のリスク分析業務を統一管理する。

第四条 リスク分析は、わが国の法律法規の規定を遵守し、下記の原則に基づいて行う:

- (一) 科学を根拠とする;
- (二) 国際植物保護条約組織が制定した国際植物検疫措置基準、準則及び提案を準拠する;
- (三) 透明、公開及び非偏見性を原則とする;
- (四) 商取引に対する不利益な影響を最小限におさえる。

第五条 関連する国際基準に規定する措置が、わが国の農林業生産の安全または生態環境に必要な保護基準に合わない場合、国家質検総局はリスク分析した結果に基づき国際規定よりもっと高いレベルの基準、準則および提案の科学措置を採用することができる。

第六条 有害生物のリスク分析は、リスク分析発動、リスク評価およびリスク管理を含む。

第七条 リスク分析が完成した後、リスク分析報告書を提出しなければならない。重大なリスクに対する分析報告書は、中国出入管動植物検疫リスク分析委員会が審議する。

第二章 リスク分析の発動

第八条 次の各号の一に該当した場合、国家質検総局はリスク分析を発動することができる:

- (一)ある国または地域の公的植物検疫部門から初めてわが国にある種の植物、植物産品及びその他の検疫物の検疫申し入れがあったとき;
- (二)ある国または地域の公的植物検疫部門からわが国に入管禁止物の解除の申し入れがあったとき;
- (三)科学研究等特殊な必要により、国内の関連団体または個人が入管禁止物を持ち込む必要があるとき;
- (四)わが国の検査検疫機関が入管植物、植物産品及びその他の検疫物から、ある種のわが国農林業生産の安全あるいは生態環境に脅威がある有害生物を検出したとき;
- (五)海外である種の植物の有害生物が発生し、わが国の農林業生産の安全あるいは生態環境に潜在的脅威があるとき;
- (六)「中華人民共和国入管植物検疫危険性のある病気、虫、雑草目録」、「中華人民共和国入管植物検疫入管禁止物目録」の改正、または、関連植物検疫措置に大きな調整があったとき;
- (七)その他リスク分析の必要がある状況。

第九条 初めてわが国にある種の植物、植物産品及びその他の検疫物を持ち込む、あるいは、わが国に入管禁止物解除を申し入れる国家または地域は、その国あるいは地域の公的植物検疫機関から書面にてわが国の国家質検総局に申し入れる必要があるほか、リスク分析に必要な技術資料を提出しなければならない。

第十条 国家質検総局は、関係輸出国または地域からの申し入れた時間、技術資料が揃っているか、海外の植物伝染病状況の変化および検査検疫管理面での状況などを見て、リスク分析の順序を決める。

第十一条 国内の関係団体または個人が科学研究等の特殊な必要があって入管禁止物を持ち込む場合、申請を提出すると同時に必要な技術資料を提出しなければならない。

第十二条 本規定の第八条第(四)、(五)、(六)の一に該当した場合、国家質検総局は自発的にリスク分析を発動する。

第十三条 リスク分析を発動するとき、当該産品に類似するリスク分析がすでにされたかどうかを確認しなければならない。リスク分析がすでにされている場合、新しい状況によって有効であるかを審査する;審査した結果、元のリスク分析が依然有効である場合、新規にリスク分析は行わない。

第三章 リスク評価

第十四条 国家質検総局は、定性、定量あるいは両者を結びつけた方法でリスクを評価する。

第十五条 リスク評価は、有害生物が検疫性有害生物であるかを確定し、伝播と拡散の可能性及び潜在

的な経済に対する影響を評価する。

第十六条 検疫性有害生物を確定する時、下記の要素を考慮に入れなければならない：

- (一)有害生物の分類ランク及び国内外での発生、分布、危害及びコントロールの状況；
- (二)繁殖と拡散可能性の有無；
- (三)経済に対する影響は(環境への影響を含む)の可能性の有無。

第十七条 有害生物の伝播と拡散には、下記の要素を考慮に入れて評価しなければならない：

- (一)伝播可能性の評価は、伝播コース、運送あるいは保管している間の生存可能性、既設管理措置のもとでの生存可能性、適宜宿主に転移される可能性及び適宜宿主が存在しているか、伝播媒介、環境適応力、栽培技術及びコントロール措置等の要素を考慮する；
- (二)拡散可能性の評価は、自然拡散、自然屏障、商品あるいは輸送手段による転移可能性、商品用途、伝播媒介及び天敵等の要素を考慮する。

第十八条 経済に対する潜在的影響を評価する場合、下記の要素を考慮に入れなければならない：

- (一)有害生物の直接的影響：宿主植物に対する損害の種類、数量と頻度、量的損失、損失に影響する生物的要素と非生物的要素、伝播と繁殖の速度、コントロール措置、効果及びコスト、生産方式の影響及び環境に対する影響など；
- (二)有害生物の間接的影響：国内と輸出市場への影響、費用及び供給と需要の変化、品質変化、予防措置の環境に対する影響、根絶あるいは閉鎖の可能性及びコスト、研究に必要な資源及び社会等への影響。

第十九条 国家質検総局は、リスク分析作業の必要により、輸出国または地域の公的検疫部門に関連技術情報の追加、確認あるいは訂正を求めることができ、技術要員を輸出国あるいは地域へ派遣し、検疫、視察することができる。必要な場合、双方の検疫専門家は共同で技術交流あるいは協力研究を行うことができる。

第四章 リスク管理

第二十条 国家品質総局は、リスクを評価した結果に基づいて、わが国の保護水準に一致するリスク管理措置を確定する。リスク管理措置は、合理的で、有効、実行可能性であることが要求される。

リスク管理とは、検疫性有害生物の伝播と拡散リスクを低減する手段を評価し選択することを指す。

第二十一条 リスク管理措置には、入管禁止有害生物リストの提出、植え付け、収穫、加工、保管、運送過程において満たすべき検疫要求の規定、適当な害を取り除く処理、入管する国境と入管後に使用する場所の制限、隔離検疫または入管禁止措置の採用などが含まれる。

第二十二条 海外で重大な伝染病が発生し、わが国に伝播される恐れがある場合、あるいは、入管検疫する際に重大な有害生物を検出した場合、初歩的なリスク分析を行い、国家質検総局は直接緊急臨時リ

スク管理措置を取ることができる;その後、関係情報と資料を収集し、一歩進めたリスク分析を行う。

第二十三条 国家質検総局は、リスク管理措置を策定するとき、関連部門、業界、企業、専門家およびWTO加盟国の意見を聴取し、合理的な意見を取り入れなければならない。

第二十四条 国家質検総局は、必要な法律審議が終了した後、リスク管理措置を公表し、WTOに報告する;必要な場合、関係輸出国または地域の公的植物検疫部門に通知する。

第五章 附 則

第二十五条 入管植物の種、苗木など繁殖材が媒介する限定的な非検疫性有害生物に対するリスク分析は、本規定を参照して実行する。

第二十六条 用語の定義

「入管禁止物」とは「中華人民共和国入管植物検疫入管禁止物目録」に列記されているもの及びわが国が公告する入管を禁止する植物、植物産品及びその他の検疫物を指す。

「限定的な非検疫性有害生物」とは、植え付けに使用される植物の中に存在し、かつその予期した用途に危害を及ぼし、非常に深刻な経済影響をもたらすもので、そのため規制を受ける非検疫性有害生物を指す。

第二十七条 本規定は、国家質検総局が解釈する責を負う。

第二十八条 本規定は、2003年2月1日から施行する。